


平成 30 年 9 月 1 日

会員各位TAA 会員規約改定のご案内

初秋の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 10 月 1 日より TAA 会員規約の一部を改定いたします。
詳細につきましては、インターネットサービス「 <http://taacaa.jp/>」にて
ご確認くださいませようお願いいたします。

TAA では今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、会員の皆様には
ご理解をいただき、引き続き倍旧のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

平成 30 年 10 月 1 日改定 (平成 30 年 10 月 2 日 (火) 開催分より適用)

【改定内容】

① 出品店の義務、出品条件

第三章 出品

第 2 条 (出品店の義務)

第 3 条 (出品の条件)

② クレーム処理基準

第六章 裁定 (クレーム)

第 2 条 (クレームの受付と申告)

第 4 条 (クレーム請求と免責)

③ 書類規定

第八章 業務

第 1 条 (登録書類についての出品店義務)

第 2 条 (登録書類の受領および移転登録等の実施)

④ メーカー交換時の取扱い

第三章 出品

第 2 条 (出品店の義務)

~~ご不明な点がございましたら、TAA 会場窓口にお問い合わせください。~~

会員各位

TAA会員規約改定のご案内

平成30年10月1日改定（平成30年10月2日（火）開催分より適用）

改定内容

<p>第三章 出品 第2条（出品店の義務）第1項 1. 出品店は出品車の点検整備（架装物等の点検整備を含む）を綿密に行い、その仕様、品質、車歴、不具合等を誠実に申告することによりTAAに出品できるものとします。</p>	<p>第六章 裁定（クレーム） 第2条（クレームの受付と申告）第1項② ②機能部品、架装物等が正常に作動しないことがTAA出品申込書に記載されていない場合。</p>
<p>第三章 出品 第2条（出品店の義務）第2項② ②車体の形状、ドア数、トラックの荷台形状（高床・低床・架装物等）、パンの荷室床形状（平床の場合）</p>	<p>第六章 裁定（クレーム） 第4条（クレーム請求と免責）第3項⑦ ⑦落札車両代金が20万円未満（中型は30万円未満、大型は50万円未満）の車両（ただし、記載事項相違、エンジン・ミッション等主要箇所の重大な不具合、修復歴の発覚はクレーム対象とし、落札価格の減額は落札価格の二分の一を限度とする）</p>
<p>第三章 出品 第2条（出品店の義務）第2項② 改造の有無とその内容（キャビン、荷台、架装物等の載せ換え含む）</p>	<p>第六章 裁定（クレーム） 第4条（クレーム請求と免責）第3項⑧ ⑧落札車両代金が5万円未満（中型は10万円未満、大型は15万円未満）の車両（ただし、記載事項相違は除く）</p>
<p>第三章 出品 第2条（出品店の義務）第2項③ ③架装物の年式と車両年式が3年を超えて違う場合、その旨を明記すること。</p>	<p>第六章 裁定（クレーム） 第4条（クレーム請求と免責）第3項⑨ ⑨新品部品代国産車2万円以内、輸入車5万円以内、中型以上は5万円以内のクレーム申し立て</p>
<p>第三章 出品 第2条（出品店の義務）第3項 ④タコグラフ装着車について ・TAA出品申込書には「タコグラフ装着車」と明記するものとする。 タコグラフの製造年月が対象車両の初年度登録年月より以前の場合は、新車時に取り付けしたものとみなし、「実走行」扱いとする。 タコグラフの製造年月が対象車両の初年度登録年月より以降の場合には、途中で取り付けをしたものとみなし、「メーター改ざん（*）」扱いとする。 ただし、交換記録がある場合には、「メーター交換車（\$）」扱いとする。 タコグラフがメーターと別体式になっているものは除く。</p>	<p>第六章 裁定（クレーム） 第4条（クレーム請求と免責）第3項⑩ ⑩登録から5年以上もしくは走行距離10万km以上（中型は20万km以上、大型は30万km以上）の車両における電装品の不具合（ただし、セールスポイント等に記載のあるものはクレーム対象とする）</p>
<p>第三章 出品 第2条（出品店の義務）第3項 ② 3. 出品店はメーター改ざん車、メーター交換車、走行不明車、タコグラフ装着車の場合は、次の事項を踏まえ誠実に申告する義務があります。 ②メーター交換車「\$」について ・認証・指定工場でメーター交換を行った日付、交換前の走行距離を証する整備記録簿など客観的に証明ができる書面があるものを「メーター交換車」とする。 中古メーターへの交換の場合は、客観的に証明できる書面に交換時の中古メーター表示走行距離も記載されていること。 ・TAA出品申込書の走行距離欄には、交換前の走行距離と現在の走行距離の合算距離およびメーター交換車を表す記号「\$」を記入し、注意事項欄にはメーター交換を行った日付、交換前の走行距離および現在の走行距離数を記載し「メーター交換車」と明記すること。 また、整備記録簿など客観的に証明ができる書面のコピーを添付のこと。 ・認証・指定工場でメーター交換されたことを証する整備記録簿など客観的に証明できる書面がないものは、「メーター改ざん車」扱いとする。 ただし、タコグラフ装着車については下記④タコグラフ装着車にて定めるものとする。</p>	<p>第六章 裁定（クレーム） 第4条（クレーム請求と免責）第3項⑪ ⑪登録から10年以上もしくは走行距離10万km以上（中型は50万km以上、大型は80万km以上）の車両における機関・機構系の不具合（ただし、エンジン・ミッション等主要箇所の重大な不具合はクレーム対象とする）</p>
<p>第三章 出品 第2条（出品店の義務）第3項 ⑤ ⑤キャビン交換時のメーター取扱いについて ・キャビン交換時にメーターを交換していないことを客観的に証明ができる書面があるものは「実走行」扱いとする。 ・キャビン交換時にメーターを認証・指定工場で交換されたことを証する整備記録簿など客観的に証明できる書面があるものは「メーター交換車（\$）」扱いとする。 ・キャビン交換時のメーターに関する客観的に証明できる書面がないものは「メーター改ざん車（*）」扱いとする。</p>	<p>第八章 業務 第1条（登録書類についての出品店の義務）第1項 1. 成約車の登録書類（架装物の書類を含む）は、すべて事務局を介して落札店に渡すものとします。事務局に対し、完備された登録書類の提出が開催日翌営業日から7営業日を超えた場合、出品店は落札店に対し遅延ペナルティを支払うものとします。 ただし、事務局が認めた特殊事情（災害上の問題等）がある場合はこの限りではありません。保証書等後送のものは原則として書類と同時に送付するものとします。</p>
<p>第三章 出品 第3条（出品の条件）第1項⑬ ⑬営業ナンバー付きでないこと。</p>	<p>第八章 業務 第1条（登録書類についての出品店の義務）第3項 3. 成約車の登録書類（架装物の書類を含む）は、全国で登録可能な書類で有効期間が開催日の翌月末までであるものとします。 （翌月末が運輸支局等の休日に当たる場合、登録書類の有効期限が運輸支局等の最終営業日まであるものは受付します）登録書類の有効期限が規定の定めるところより短い場合は、原則として受け付けません（出品時申告車両は除く）。 ただし、落札店の承諾を得られたものに限り早期名義変更手数料として、出品店は落札店へ2万円を支払うことにより受付をします。</p>
<p>第三章 出品 第3条（出品の条件）第1項⑭ ⑭予備検査付きで出品する場合は、予備検査証の有効期限をTAA出品申込書の注意事項欄に明記すること。</p>	<p>第八章 業務 第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施）第1項 1. 落札店は、受領した登録書類（架装物の書類を含む）を確認する義務を負い、不備があった場合には書類発送日翌日より7日以内に事務局へその旨を申しなければなりません。 ただし事務局が認めた特殊事情（災害上の問題等）がある場合はこの限りではありません。</p>
<p>第三章 出品 第3条（出品の条件）第1項⑮ ⑮架装物の書類が必要な車両で書類がない場合は、TAA出品申込書の注意事項欄に明記すること。</p>	<p>第八章 業務 第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施）第2項 2. 落札店へ到着後に登録書類（架装物の書類を含む）の不足が発覚した場合の遅延ペナルティは、落札店から事務局へ申告があった日を起算日とします（ペナルティ金額は本章第1条第2項に準じる）。</p>
<p>第三章 出品 第3条（出品の条件）第1項⑯ ⑯危険物運送車両等の特殊車両、3トン吊り以上のクレーン車等を「架装物書類有り」として出品する場合は、所轄官庁での移転登録手続きが確実にできる譲渡書類を提出すること。</p>	<p>第八章 業務 第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施）第3項 3. 落札店へ到着後に登録書類（架装物の書類を含む）の不備が発覚し、そのために差替えを要する場合の遅延ペナルティは、落札店が差替え書類を事務局に提出した日を起算日とします（ペナルティ金額は本章第1条第2項に準じる）。</p>
<p>第三章 出品 第3条（出品の条件）第1項⑰ ⑰架装物については、それが正常に機能するものであること。 ただし、TAA出品申込書の注意事項欄に不具合等が記入されている場合を除く。</p>	<p>第八章 業務 第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施）第8項 8. 架装物の移転、廃止、抹消登録については、落札店の責によって行うものとします。</p>
<p>第三章 出品 第3条（出品の条件）第1項⑱ ⑱車内や車両の荷台、架装物等に積載物が残っていないこと。 また、車内や車両の荷台、架装物等とその車と関係のないものも積載されていないこと。</p>	<p>第八章 業務 第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施）第10項 9. 架装物の名義変更を必要とするもので名義変更を怠り、トラブルが発生した場合には、ペナルティ3万円を課すことができるとします。 ただし、事務局の判断によりペナルティ金額が変動する場合があります。</p>
<p>第三章 出品 第3条（出品の条件）第1項⑲ ⑲車台番号が確認できる車両であること。</p>	

改定内容は、インターネットサービス「[TC-web http://taacaa.jp/](http://taacaa.jp/)」でもご確認いただけます。~~ご不明な点がございましたら、TAA会場窓口にお問い合わせください。~~